

板橋区高齢者見守り調査事業実施要綱

(令和5年4月1日区長決定)

(目的)

第1条 この要綱は、板橋区ひとり暮らし高齢者見守り連絡会議設置要綱（平成9年8月25日区長決定）に基づき、板橋区高齢者見守り調査事業（以下「本事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 本事業の対象者は、板橋区に住所を有する概ね75歳以上の高齢者とする。ただし、区長が特に必要があると認める者については、この限りではない。

(事業内容)

第3条 民生委員・児童委員による対象者への訪問、聞き取り調査等を通して、世帯状況、本人状況等を把握し、高齢者の孤立を防ぐとともに、対象者名簿及び調査結果を区及び民生・児童委員が共有することにより、介護・福祉サービスの導入や外部から何らかの介入が必要な者について、区や関係機関等による支援につなげていくものとする。

(訪問調査)

第4条 訪問調査の実施については、区から板橋区民生・児童委員協議会に依頼するものとする。

2 訪問調査を実施する民生委員・児童委員は、居住管内の民生委員・児童委員とする。

3 訪問調査を完了した民生委員・児童委員は、その結果を区に報告するものとする。

(謝礼)

第5条 民生委員・児童委員が前条の訪問調査を実施した場合は、調査活動にかかった経費の一部として、予算の範囲内で謝礼を支払うものとする。

(名簿の提供)

第6条 調査の実施にあたり、区は対象者の情報が記載された名簿を民生委員・児童委員に提供する。この場合において、調査の補完及び平常時における高齢者の見守り活動等へ活用するため、区は概ね65歳から74歳までの情報が記載された名簿を民生委員・児童委員に提供する。

2 前号の名簿の提供を受けた民生委員・児童委員は、区から当該名簿を回収する旨の連絡があった場合には、速やかに区に名簿を返還するものとする。

(名簿記載項目)

第7条 前条の名簿の記載項目は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 氏名
- (2) 住所
- (3) 性別
- (4) 生年月日
- (5) 家族状況
- (6) 世帯主の氏名

- (7) 要介護状態区分
- (8) 介護保険施設入所状況
- (9) 高齢者福祉サービス等利用状況

(個人情報の保護)

第8条 区及び第6条の名簿の提供を受けた民生委員・児童委員は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）、東京都板橋区個人情報保護法施行条例（令和4年板橋区条例第54号）、東京都板橋区個人番号及び特定個人情報の取扱いに関する条例（平成27年板橋区条例第56号）等を遵守し、個人情報の取扱いを適正に行い、個人の権利利益を保護することに努めなければならない。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は健康生きがい部長が定める。

付 則

この要綱は、区長決定の日から施行する。